

会計年度任用職員の取扱いに関する規程の一部改正について

1. 一部改正の規程

- ・恵庭市会計年度任用職員の取扱いに関する規程

2. 改正内容

- ・再度の任用について「4回を超えない範囲で」とした要件を削除。（第4条ただし書き）
- ・「特に必要と認める場合には、あらかじめ総務部長の承認を得て再度の任用をすることができる」とした要件を削除。（第4条第4項）

現行	改正案
第1条～第3条（略） （任用期間） 第4条 会計年度任用職員の任用の期間は1年以内とし、1会計年度を超えて任用することはできない。ただし、勤務成績等が良好な者は、 <u>4回を超えない範囲内で</u> 再度の任用をすることができる。 2・3（略） 4 <u>第1項ただし書の規定にかかわらず、職務内容の特殊性その他の理由により特に必要と認める場合には、あらかじめ総務部長の承認を得て再度の任用をすることができる。</u> 第5条～第11条（略）	第1条～第3条（略） （任用期間） 第4条 会計年度任用職員の任用の期間は1年以内とし、1会計年度を超えて任用することはできない。ただし、勤務成績等が良好な者は、再度の任用をすることができる。 2・3（略） 第5条～第11条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、令和6年11月21日から施行する。